

被爆者とともに、核兵器のない世界を



被爆者援護・連帯募金のお願い



被爆から70年、被爆者の願い—

「核兵器の廃絶をいまずぐに」

広島と長崎の被爆から70年を経て、18万余の被爆者がいまま原爆被害とたたかひながら暮らしています。1945年8月6日広島、9日長崎、2つの街は一瞬のうちに廃墟となり、死者数はその年の末までに21万人にのぼりました。原子爆弾の熱線、爆風、放射線の影響はその後も多くの人々の命を奪い、いまだに被爆者を苦しめています。被爆者の願いは、世界のどこにも、みたび被爆者をつくらぬことです。そのために、いまずぐに「核兵器の廃絶」をと訴え続けています。

核兵器廃絶のために行動する政府は国連加盟国の8割に達し、核兵器に悪の烙印を押し、禁止・廃絶へ、法的枠組みを求める「人道の誓約」への賛同も半年たらずで116か国へと増え続けています。この流れを受け、国連総会第1委員会では核兵器の非人道性を告発し、全面廃絶や禁止条約の交渉開始を求める新たな決議案が相次いで提出され採択されています。まさに、被爆者の声がいま世界を動かしています。



被爆者を支える

草の根からの援護

被爆者は、人類の歴史の中で唯一、核兵器の被害を体験した人々。その体験を世代や国境を越えて知らせていくことは、核兵器のない世界を実現するうえでもっとも重要な活動です。

被爆者の平均年齢は80歳を超えましたが、多くのみなさんが各地で被爆体験を語り続けています。ベルギー、オランダ、フランス、イギリス、スペインなどヨーロッパ各国、国連やアメリカ各地などにも出かけて、被爆体験を語っています。「手ごたえがヒシヒシと感じられ、私の話に涙を流しながら聞いてくれた」(長崎:横山照子さん、2015年9月ベルギーを訪問)との声が寄せられています。

こうした活動やたかひを支え、被爆者をお見舞いするなど、被爆者の心を支え、きずなを強めることが被爆者援護・連帯募金の目的です。被爆者援護・連帯募金は例年2000万円を目標に全国によびかけています。



ベルギーで被爆体験を語る、横山照子さん



年末餅つきをおこなう兵庫・神戸



原水爆禁止世界大会・青年のひろばin長崎

■募金にご協力いただける方は

郵便振替にてお願いします。「被爆者募金」とご記入ください。
なお、勝手ながら振込受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
ただし、領収証が必要な場合はご指示ください。

郵便振替口座番号

00110-9-1780

口座名

原水爆禁止日本協議会

広島・長崎の被爆者は訴える...

山田玲子さん 東京都原爆被害者団体協議会(東友会)副会長

原爆はたった一発で街を死の町として破壊し、大量無差別に人の命を奪い、未来の命までも奪う非人道的な兵器です。私たち被爆者は「悪魔の兵器」とよんでいます。決して繰り返されてはならない原爆の被害。世界の人々に訴え続けます。

(被爆70年ヨーロッパ遊説団でのスピーチ:2015年10月)



谷口稜暉さん 日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)代表委員

今、核兵器は残虐で非人道的であり、その使用を禁止し、廃絶すべきだということが、世界の圧倒的な声になっています。… 私は、核兵器のない世界の実現のために、これからも、生命ある限り、原爆被害の実相を世界中に語り続けます。

(「原水爆禁止2015年世界大会・広島&長崎」での発言より)



10.29東京地裁17人全員勝訴

2003年に始まった原爆症認定集団訴訟

の結果、相次ぐ原告の勝利によって、厚生労働大臣は一定の制度の見直しをおこない、2009年8月6日に、当時の首相と日本被団協代表が「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」を交わし、原爆症認定について「今後、訴訟の場で争う必要のないよう定期協議の場を通じて解決を図る」として、原爆症認定集団訴訟は終結しました。しかし、厚生労働省の不誠実な対応によって、判決と行政認定の乖離は続き、現在88人の原告がノーモア・ヒバクシャ訴訟として裁判をおこない、すでに8回原告勝利の判決が出されています。

一方被爆者の平均年齢は80歳を越え、被爆者健康手帳所持者は今年3月には183,519人と、最も多かったときの半数となりました。提訴から4年近くになり、高齢化によって提訴後に亡くなったり、認知症の原告が増えたりと、裁判の一刻も早い解決が求められます。

原爆被害の実態に見合った原爆症認定制度を実現することは、ノーモア・ヒバクシャと願ってきた被爆者の悲願です。原爆被害の実態に見合った原爆症認定をおこなうことは、再びあのような体験を繰り返さないことにつながります。

たたかう被爆者

原水爆禁止運動と被爆者



被爆者が舞台上に登壇した世界大会・広島

敗戦後、日本を占領した米軍は1945年9月、死ぬべきものはすべて死んだと発表し、被爆者救援の道を閉ざしました。被爆実態の報道と調査を禁止する一方、広島と長崎では被爆者を研究材料として扱ったのです。

日本政府も占領政策に従い、被爆者を放置しました。絶望の淵に立たされた被爆者に希望の光を与えたのは、1954年太平洋・ビキニ環礁での米国の水爆実験を機に大きく広がった原水爆禁止の圧倒的な世論でした。日本の有権者の二人にひとりが原水爆禁止の署名に応じる運動の広がりの中、多くの被爆者が核兵器の被害の生きた証人として、語り始めたのです。

こうした世論を背景に1955年8月第1回原水爆禁止世界大会が開催され、1957年4月ようやく政府は「原爆医療法」をつくりました。核兵器廃絶を求める世界世論の広がりは、被爆者の勇気と、ともに行動した原水爆禁止の草の根行動からはじまったのです。

〈原水爆禁止日本協議会の3つの基本目標〉 ○核戦争阻止 ○核兵器全面禁止・廃絶 ○被爆者援護・連帯